破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３９１１号
札幌市手稲区前田１条12丁目２番48号　ＶＩＬＬＡ　ＣＬＡＳＳＥ手稲北口102号
破産者　上村　繁雄
1　破産債権の届出期間　平成24年10月30日まで
2　一般調査期日　平成24年11月27日午前11時
平成24年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５号
石川県かほく市高松ウ２番地
破産者　森　　良
1　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
2　一般調査期日　平成24年12月19日午前10時45分
平成24年10月３日　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４４号
長崎県長崎市玉園町１番11―510号、旧住所長崎県大村市桜馬場２丁目607番地39
破産者　木村　恭生
1　破産債権の届出期間　平成24年11月７日まで
2　一般調査期日　平成25年１月16日午前10時15分
平成24年10月３日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
兵庫県豊岡市江本124番地
破産者　株式会社永川建設
1　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
2　一般調査期日　平成24年12月11日午後４時55分
平成24年10月２日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県豊岡市三宅220番地
破産者　森　勝之助
1　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
2　一般調査期日　平成24年12月11日午後４時10分
平成24年10月２日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
長崎県諫早市高天町2284番地
破産者　小川佐惠子
1　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
2　一般調査期日　平成25年１月16日午後２時
平成24年10月３日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
大阪府大阪市天王寺区上本町８丁目２番１―502号、開始決定時の住所大阪府富田林市藤沢台７丁目16番24号
破産者　三嶋　伸行
1　破産債権の届出期間　平成24年11月20日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後２時
平成24年10月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第１２３０号
京都府宇治市木幡西中31―７　ハイクラスマンション202
破産者　北岡　忠之
1　期日　平成24年11月２日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６５号
山口県防府市鞠生町11―34　ハイツ宮本202、住民票上の住所山口県防府市華浦２丁目９番７号
破産者　竹本　龍夫
異議申述期間　平成24年11月６日まで
平成24年10月２日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２５８号
東京都港区高輪４―10―31　品川プリンス・レジデンス916、住民票上の住所神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目９番11―３号
破産者　椎橋　　晃
免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
平成24年10月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
愛知県稲沢市国府宮１丁目11番３―105号
破産者　村松　　裕
免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
平成24年10月３日
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１００２号
福岡市博多区博多駅南３丁目22番２号
清算株式会社　株式会社オーエービジネス
代表清算人　岸田　憲一
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１００３号
広島市西区草津新町１丁目21番35号
清算株式会社　株式会社広島市産業情報サービス
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第３４号
香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹ハートレイ
管財人　長谷川宅司
1　決定年月日　平成24年９月30日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第５号
神戸市垂水区塩屋町２丁目５番11号
再生債務者　竹原　茂樹
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月19日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月12日
平成24年10月１日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
長野県諏訪市高島２丁目1275番地９　レスコ高島401、前住所長野県諏訪市渋崎1801番地４
再生債務者　藤森　和彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年10月２日　長野地方裁判所諏訪支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１３７号
埼玉県新座市石神３丁目２番９号
再生債務者　佐藤　英信
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月６日から平成24年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１９３号
名古屋市港区十一屋２丁目407番地
再生債務者　清水　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部